

【県外学校用】

公立高等学校生徒等奨学給付金の申請について（新入生に対する前倒し給付）

岩手県教育委員会では、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、公立高等学校生徒等奨学給付金を給付しています（返済は不要です。）。

令和8年度に入学をした生徒を対象に、一部前倒しで給付します。

1 給付対象となる世帯

令和8年4月1日現在で、次の（１）・（２）のすべてに該当する世帯※¹

- （１） 公立の高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（１年～３年）、専修学校高等課程等）に在学する高校生等の保護者等であり、岩手県内に居住※²していること。
- （２） 次の表の区分のいずれかに該当すること。

	生徒の国籍・在留資格等	区分※ ³
① 新制度 対象	ア 日本国籍を有する者 イ 特別永住者 ウ 永住者 エ 日本人の配偶者等 オ 永住者の配偶者等 カ 定住者のうち将来永住する 意思があると認められた者 キ 家族滞在のうち日本の小学 校及び中学校を卒業した者で あって、高校等卒業後、日本で 就労して定着する意図があると 認められた者	○生活保護受給世帯 （生活保護法第 36 条の規定による生業扶助を受給している世帯）
		○住民税非課税世帯 （保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が 非課税である世帯）
		○年収 270～380 万円相当世帯 （保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の 合算額が 105,500 円未満の世帯（住民税非課税世帯を除く））
		○年収 380～490 万円相当世帯 （保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の 合算額が 182,500 円未満の世帯（住民税非課税世帯及び年収 270～380 万円相当世帯を除く））
② 旧制度 対象	①以外の者（R8.4.1 以降の入学 者で在留資格が留学の者を除く） 【例】 ・ 在留資格が定住者であるが、 日本への永住の意図がない者 ・ 在留資格が家族滞在である が、日本の小学校及び中学校を 卒業していない、または、日本 に定着の意図がない者	○生活保護受給世帯 （生活保護法第 36 条の規定による生業扶助を受給している世帯）
		○住民税非課税世帯 （保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が 非課税である世帯）

※¹ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外。

※² 保護者等が県外に居住している場合は、保護者等の居住地の都道府県に御確認ください。

※³ 家計急変により、各世帯区分に相当（生活保護受給世帯を除く）すると認められる場合、給付対象となります。
（詳しくは家計急変用のリーフレットを確認願います。）

2 生徒一人当たりの支給額

給付対象となる新入生の世帯に対して、４月から６月分に相当する額として、年額の４分の１の額を前倒しで給付します。※¹

対象区分	年額		前倒し給付額（年額の 1/4）	
	通信制以外	通信制	通信制以外	通信制
生活保護受給世帯	32,300 円		8,075 円	
住民税非課税世帯	143,700 円	50,500 円	35,925 円	12,625 円
年収 270～380 万円相当世帯	47,900 円	16,830 円	11,975 円	4,207 円
年収 380～490 万円相当世帯	35,930 円	12,630 円	8,982 円	3,157 円

※¹ 残りの額の給付を受けるには、７月以降に通常給付の申請が必要です。

3 申請手続き※1

次の書類を、岩手県教育委員会事務局教育企画室へ令和8年8月28日まで^{※1}に郵送等により提出してください。

- (1) 奨学給付金給付申請書（様式第1号(その1～その3)）
- (2) 在学証明書（様式第2号）
- (3) 高校生等の国籍・在留資格等を確認する書類

	生徒の国籍・在留資格等	提出する書類
① 新制度対象	ア 日本国籍を有する者	・ 住民票の写し（原本）
	イ 特別永住者 ウ 永住者 エ 日本人の配偶者等 オ 永住者の配偶者等 カ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 キ 家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者	次のいずれかの書類のうち1つ ・ 特別永住者証明書の写し ・ 在留カードの写し ・ 住民票の写し（原本）（国籍・在留資格・在留期間の記載があるものに限る。） ※ 在留資格が家族滞在の場合は、上記に加え、日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書並びに日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書。
② 旧制度対象	①以外の者（R8.4.1以降の入学で在留資格が留学の者を除く） 【例】 ・在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ・在留資格が家族滞在であるが、日本の小学校及び中学校を卒業していない、または、日本に定着の意思がない者	次のいずれかの書類のうち1つ ・ 特別永住者証明書の写し ・ 在留カードの写し ・ 住民票の写し（原本）（国籍・在留資格・在留期間の記載があるものに限る。）

- (4) 保護者等の所得要件を確認する書類

区分	提出する書類
生活保護（生業扶助）受給世帯	広域振興局又は市福祉事務所が交付する4月1日現在で生活保護（生業扶助）を受給していることを確認できる生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（参考様式-2）
上記以外の世帯	保護者等全員の令和7年度県民税・市町村民税課税（非課税）証明書等又はマイナンバーカード等の写し 等※2

【注意事項】

○受給資格の判定にあたって、住民税の情報による所得確認が必要になります。事前に確定申告や年末調整の手続きが必要ですので、ご注意ください。

また、確定申告や年末調整が不要の方も、所得確認のため、市町村に所得がなかった旨の申告が必要な場合がありますので、必要に応じ、申請の前に居住している市町村等にご確認ください。

○事実と異なる内容の申請を行い、給付を受けた場合は全額返還となりますので注意願います。

- (5) 振込口座届（様式第5号）及び通帳の表紙のコピー※3

※1 家計急変の申請の場合は、提出書類等が異なりますので、家計急変用のリーフレットを確認願います。

※2 「所得確認のための提出書類一覧表」により対象書類を確認し、提出してください。

※3 申請者本人名義の口座を記載してください。

4 支給方法

審査により支給が決定された場合、令和8年9月末までを目途に届出の口座に振込みます。

※事務処理の都合により、支給時期が上記の目途より遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【留意事項】

令和8年度は、前倒し給付の申請時期と通常給付の申請時期が重複しており、既に通常給付の申請も受け付けております。

前倒し給付は、4月から6月分に相当する額を早期に給付する制度です。前倒し給付を申請しない場合でも、通常給付を申請し給付対象となる場合は、年額の給付を受けることができます。

そのため、早期の給付を希望する場合や、通常給付では対象外となる見込みである一方、前倒し給付であれば対象となる可能性がある場合などを除き、通常給付での申請も御検討ください。

なお、前倒し給付を受けた方が、通常給付で申請し給付対象となった場合は、年額から前倒し給付額を差し引いた額を給付します。通常給付で給付対象にならなかった場合でも、前倒し給付額を返還する必要はありません。

＜申請書類の送付先＞

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県教育委員会事務局教育企画室総務担当

電話 019-629-6109